# 債権等の状況

## １．リスク管理債権の状況

（単位：千円）

| 区　　分 | 平成25年度 | 平成26年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 破　綻　先　債　権　額 | 181,195 | 192,975 | 11,780 |
| 延　滞　債　権　額 | 1,815,162 | 1,510,105 | ▲ 305,056 |
| ３ ヵ 月 以 上 延 滞 債 権 額 | － | － | － |
| 貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 | 72,019 | 58,930 | ▲ 13,088 |
| **合　　計** | **2,068,377** | **1,762,012** | **▲ 306,365** |

（注1）破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計貸　出金」という。）のうち、法人税法施行令第９６条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

（注2）延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

（注3）3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

（注4）貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および３ヵ月延滞債権に該当しないものをいいます。

## ２．金融再生法開示債権区分にもとづく保全状況

（単位：千円）

| 債 権 区 分 | 債 権 額 | 保　全　額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 担 保 | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 破産更生債権および<br>これらに準ずる債権 | 829,854 | 207,211 | 215,312 | 407,331 | 829,854 |
| 危 険 債 権 | 879,426 | 319,561 | 247,982 | 192,898 | 760,442 |
| 要 管 理 債 権 | 58,930 | 17,974 | － | 16,179 | 34,153 |
| 小　計 | 1,768,212 | 544,746 | 463,294 | 616,409 | 1,624,450 |
| 正 常 債 権 | 49,766,281 | | | | |
| **合　　計** | **51,534,493** | | | | |

（注）上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条にもとづき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次の通り区分したものです。

なお、当JAは同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

①破産更生債権およびこれらに準する債権とは、法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

②危険債権とは、経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権をいいます。

③要管理債権とは、３ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権をいいます。

④正常債権とは、上記以外の債権をいいます。